

# 市 政 報 告

令和 7 年 1 月 30 日  
第 1 回市議会臨時会

令和 7 年第 1 回市議会臨時会に当たり、市政の主なものについてご報告申し上げます。

はじめに、「損害賠償請求事件の終局」について申し上げます。

令和 2 年 5 月 1 日に成年後見等開始の審判申立てがなされたことにより、権利の侵害を受けたとされる市民が原告となり、美唄市ほか 2 名を被告とした「令和 5 年(ワ)第 31 号損害賠償請求事件」につきましては、原告側は、札幌地方裁判所岩見沢支部による請求棄却の判決を不服とし、控訴を提起していたところですが、令和 6 年 12 月 24 日の札幌高等裁判所による控訴状却下命令により、第一審の勝訴判決が確定し、本件訴訟は、同日をもって終局しました。

つぎに、「調停の成立」について申し上げます。

令和 4 年 4 月 1 日付け指定緊急避難場所の土地賃貸借契約に係る明渡しが契約期間満了後になったことについて、契約の相手方に対して負担する適正な債務額の確定を求めていた「令和 6 年(メ)第 3 号債務額確定調停事件」につきましては、令和 6 年 12 月 24 日に札幌地方裁判所岩見沢支部岩見沢簡易裁判所において第 2 回の調停が行われ、調停調書による調停条項に基づき、調停委員、相手方及び美唄市の三者による合意がなされたことから、本件調停は、同日をもって成立しました。

以上、申し上げます報告を終わります。